

沖縄県教職員住宅の借りにてついて
【借受住宅入居（二次募集）に申し込む職員向け資料】

令和8年3月6日（金）時点
教育庁働き方改革推進課

■用語について

- ①借受住宅：教職員住宅のうち、県が教職員を入居させるため借り上げる民間賃貸物件。
- ・Aタイプ：借受住宅のうち、県が物件を確保済みのもの
（入居希望者は、入居物件を探す必要がありません）
 - ・Bタイプ：借受住宅のうち、入居希望者が物件を探して申し込むもの
（入居希望者は、賃料上限額の範囲内で物件を探す必要があります）
- ②建設住宅：教職員住宅のうち、県が建てたもの。
（宮古：下里寮・西里寮、八重山：大舩住宅・赤生住宅・大川団地）

1 借受住宅の対象地域及び概要等（令和8年4月入居（二次募集）分）

(1) 宮古島市（設置戸数：3戸程度）

- ・Aタイプ：2戸
- ・Bタイプ：1戸程度

(2) 石垣市（設置戸数：3戸程度）

- ・Aタイプ：なし
- ・Bタイプ：3戸程度

(3) 借受住宅（Aタイプ）の概要等

概ね以下のような条件で県が借受住宅を確保します。

- ・面積：25㎡以上
- ・間取：ワンルームなど単身者用
- ・県立学校から通勤可能な地域

※ 県が事前に借り上げた住宅に、入居者選考委員会において入居者を割り当てます。住宅を選ぶことはできません。

(4) 借受住宅（Bタイプ）の概要等

以下の条件で入居希望者は物件を確保します。

- ・宮古地域：賃料月額100,000円以内
- ・八重山地域：賃料月額70,000円以内

※ 間取り（1ルーム、2DK等）や部屋面積の制限はありません。

(5) 留意事項

Aタイプは戸数が限られており、選考の結果、入居できない場合があります。できるだけご自身で物件確保に努め、Bタイプにも申し込んでください。

2 借受住宅入居申込（二次募集）の対象となる者

令和8年度に宮古・八重山地区の県立学校又は教育事務所で任用される臨時的任用職員（任用されることが令和8年3月11日（水）以降に決まった者）を対象とする。

※ 予算の範囲内において、選考により借受住宅への入居者を決定します。

※ 入居者の選考に当たっては、臨時的任用職員が優先となります（任期が短く、相対的に住居費の負担が大きいため）。

3 借受住宅の費用と負担

(1) 県が負担する費用

- ① 敷金、礼金
- ② 仲介（紹介）手数料
- ③ 毎月の賃料

(2) 入居者が負担する費用

- ① 敷金、礼金及び仲介手数料以外の初期費用、賃料以外の毎月の諸経費（共益費、駐車場代等）
- ② 沖縄県公舎管理規則に基づき算出される入居料
- ③ 施設、設備の原状回復などの費用（不動産会社から請求がある場合）

4 手続の流れ

(1) 配置予定校へ申込に必要な書類の提出締切日を確認する。

(2) 配置予定校へ申込に必要な書類（下記5参照）を提出する。

（配置予定校は職員から提出された書類を取りまとめ、教育事務所へ提出する）

※3月24日（火）教育事務所への入居申込締切

(3) 教育事務所による入居者選考、入居者の決定、選考結果の通知

※ 3月26日（木）～27日（金）入居者選考委員会

※ 3月27日（金）教育事務所から配置予定校へ選考結果を通知

※ 3月27日（金）以降 配置予定校を通じて職員へ選考結果を通知

(4) 借受住宅の選考結果通知を受領

- ・借受住宅への入居者として選考された場合
 - 速やかに不動産会社へ連絡し、敷金及び礼金以外の初期費用、賃料以外の毎月の諸経費（共益費、駐車場代等）について自身で手続を行う。
- ・借受住宅への入居者として選考されなかった場合
 - 自身で賃貸物件の契約を行う。

(5) 3月27日（金）～入居日まで

※入居者の配置予定校は賃貸借契約を締結

※入居物件のクリーニング等のため入居時期が遅れる場合があります。

5 借受住宅の申請に必要な書類

(1) 借受住宅入居承認申請書

※ AタイプとBタイプの両方に申し込むことができます。

※「4 入居を希望する住宅」欄の記入について

① AタイプとBタイプの両方に申し込む方

「(2) 県が借り上げた住宅（今年度からの新規入居）」及び「(3) 以下の住宅（今年度からの新規入居）」両方を○囲みしてください。

② 片方に申し込む方

Aタイプに申し込む方は「(2) 県が借り上げた住宅（今年度からの新規入居）」を○囲みしてください。

Bタイプに申し込む方は「(3) 以下の住宅（今年度からの新規入居）」を○囲みしてください。

(2) 教職員住宅入居調書

(3) 令和7年分源泉徴収票又は前年の収入・所得が確認できる書類

(4) 住民票（申請の3か月以内、マイナンバー記載なし）※写しでも可

6 注意事項

(1) 予算に限りがあるため、借受住宅に必ず入居できるとは限りません。申込と並行して各自で民間賃貸住宅を探すなど、住宅確保に向けた早めの対応を行ってください。Bタイプに申し込み借受住宅の選考から漏れた方は、個人で物件の賃貸契約を行っていただくこととなりますのでご了承ください。

(2) 教職員住宅の入居者は、沖縄県公舎管理規則に基づき算出される入居料を支払う必要があります。借受住宅の入居料は借り上げる部屋の広さ及びその建物の建築後の年

数で算出します。借り上げる部屋の広さ（何㎡か）及び建築後の年数に関する資料を不動産会社から提供いただき、配置予定校に提出してください。

- (3) 借受住宅の入居に当たり、借受住宅の所有者が定める禁止事項を順守してください。不動産会社から施設、設備の原状回復等に係る費用請求があった場合、入居者に全額請求します。
- (4) 借受住宅の入居期限は令和8年度末（任用期限がそれ以前の場合は任用期限まで）です。ただし、次年度も教職員住宅借受事業が継続し、次年度の募集で再び入居決定を受けた場合、令和9年度も引き続き入居することができます。